

重要事項説明書

当事業者が提供する訪問看護の内容に関し、利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	訪問看護ステーション 梅名の里
事務所の所在地	三島市梅名579番地8号
電話番号	055-984-3535
法人の種別及び名称	社会福祉法人 静和会
代表者職	管理者
代表者氏名	山田 裕子

2 事業者の職員の概要

職 種	資 格	員 数	勤 務 の 体 制	
管理者	看護師	1人	常勤	1人
保健師	人		常勤	人 非常勤 人
看護師	5人		常勤	3人 非常勤 2人
准看護師	1人		常勤	人 非常勤 1人
理学療法士	人		常勤	人 非常勤 人
作業療法士	人		常勤	人 非常勤 人

3 事業者の営業日及び営業時間

平日（月～金）	9:00～17:00
営業をしない日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

※土曜日・日曜日・祝日は必要に応じてサービスを提供します。

4 サービス提供地域

三島市 清水町 函南町 長泉町 伊豆の国市(旧韭山町地域)

5 指定訪問看護の運営の方針

訪問看護を提供することにより、利用者が可能な限り家庭においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、その心身の機能回復を目指し生活の向上に努める。

6 利用料金

医師の診断名や介護申請の有無によって利用保険の優先順位が変わります

(I) 医療保険による訪問看護

医療保険料金表(基本療養費・管理療養費・24時間対応体制加算)						
		1割負担	2割負担	3割負担		
毎月第1日目		1,939	3,878	5,817		
週3日まで		855	1,710	2,565		
週4日目以降		955	1,910	2,865		
医療保険 加算・実費			料金	負担割合		
				1割	2割	3割
加算	難病等複数回 訪問看護	1日2回	4,500	450	900	1,350
		1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
	24時間対応体制加算(月1回)		6,400	640	1,280	1,920
	※1 特別管理加算 (月1回)	I	5,000	500	1,000	1,500
		II	2,500	250	500	750
	長時間訪問看護加算(週1回まで)		5,200	520	1,040	1,560
	退院時共同指導加算(適応時)		8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算(適応時)		2,000	200	400	600
	退院支援指導加算(適応時)		6,000	600	1,200	1,800
	複数名訪問看護加算 (一日につき)	看護師	4,500	450	900	1,350
		准看護師	3,800	380	760	1,140
		看護補助者	3,000	300	600	900
	早朝・夜間加算(6～8時・18～22時)		2,100	210	420	630
	深夜加算(22～6時)		4,200	420	840	1,260
	ターミナルケア療養費		25,000	2,500	5,000	7,500
	※2 訪問看護提供療養費1・2・3		1,500	150	300	450
差額	営業日以外の日における訪問看護 (1回につき)		4,000			
実費	保険適応外利用料(超過時30分につき)		4,000			
	交通費	10km未満	300			
		10km以上	600			

※1 特別管理加算							
・特別管理加算Ⅰ：在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている者、在宅成分栄養経管栄養、 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態							
・特別管理加算Ⅱ：在宅酸素、在宅中心静脈栄養、自己導尿、人工肛門、 人工膀胱、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う状態							
※2 訪問看護情報提供療養費1：厚生労働大臣が定める疾患等の利用者のうち、 当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合							
訪問看護情報提供療養費2：厚生労働大臣が定める疾患等の利用者のうち、当該義務 教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合							
訪問看護情報提供療養費3：保険医療機関に入院し、又は入所する利用者について 情報を提供した場合							
☐ 訪問看護情報提供療養費(1・2・3)算定に同意します							
☐ 24時間対応体制加算算定に同意します							
			確認 <u>サイン</u>				印

(Ⅱ)介護保険による訪問看護

介護保険単位表(1割負担の場合)		要介護	要支援		
加 算	30分未満	470	450		
	30分以上1時間未満	821	792		
	1時間以上1時間半未満	1,125	1,087		
	○准看護師の訪問の場合、所定単位数の90%で算定				
	○月の緊急訪問2回目以降の夜間・早朝訪問について				
	・早朝(6時～8時・18時～22時)25%				
	・深夜(22時～6時)50%				
	以上、所定単位数に加算される				
	※1 緊急時訪問看護加算(月1回)		574		
	※2 特別管理加算(月1回)	I	500		
II		250			
ターミナルケア加算(適応時)		2,000			
長時間訪問看護加算(1回につき)		300			
複数名訪問看護加算 (1回につき)	30分未満	254			
	30分以上	402			
サービス提供体制強化加算(1回につき)		6			
※3 看護体制強化加算 I 又は II (要介護認定の方)		1:550 II:200			
介護予防看護体制強化加算(要支援の方)		100			
※4 退院共同指導加算(適応時)		600			
※5 初回加算(適応時)		300			
※1 緊急時訪問看護加算					
利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護ステーションが、計画的に訪問することになっていない緊急の訪問を行う場合、加算のほかに所定の単位数を算定する旨を利用者に説明/同意を得た場合算定する					
※2 特別管理加算					
I:在宅成分栄養経管栄養を行っている状態、気管カニューレ、留置カテーテル等を使用している状態					
II:在宅酸素、NIPPV、自己導尿、人工肛門、真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3回以上行う状態					
※3 看護体制強化加算(I)または(II)					
厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合算定する。					
(基準は毎月毎に確認を行い、(I)(II)適合する加算を算定する)					
※4 退院時共同指導加算					
病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中のものに対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合					
※5 初回加算					
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合					
ただし、退院時共同指導加算を算定した場合は算定できない					
☐ (介護・予防)緊急時訪問看護加算算定に同意します					
確認 サイン				印	

- ・当事業者の所在地は三島市であるため、地域区分が「7 級地」になります。
上記表に10. 21円を乗じた金額に対して、介護保険負担割合証で定められた割合が自己負担となります。
- ・上記料金は 1 回あたりの目安を表記したものです。1 か月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
- ・緊急訪問加算と特別管理加算、サービス提供体制強化加算、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

・介護保険利用の場合の交通費

当事業者の通常の事業の実施地域にお住まいの方は、交通費は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、指定(介護・予防)訪問看護従業者が訪問するための交通費を支払っていただきます。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ア:自動車を使用した場合 | 片道 10km を越える場合 300 円 |
| イ:公共交通機関等を使用した場合 | 実費 |

(Ⅲ)その他の費用

- ・保険適応外利用料 4, 000円／30分
- ・訪問看護を提供するため、利用者様のお宅で使用する水道、ガス、電気等の利用は利用者様の負担となります。
- ・ご遺体のお世話(エンゼルケア)は実費で10, 000円いただきます。
- ・医師より交付される訪問看護指示書の文書料は利用者様の実費となります。

(Ⅳ)料金の支払方法

利用者様が当事業者に支払う料金の支払方法については月ごとの精算とします。

- ・口座振替を希望される方は翌月の 27 日(金融機関が休日の場合は次の日)引き落とし致します。
- ・現金集金を希望される方は毎月 15 日以降に前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をします。
- ・口座振替手数料は当事業者負担となっております。

(Ⅴ)その他

被保険者証に支払方法の変更の記載(保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載)があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、住所地を管轄する市町村の窓口へ提出して差額(介護保険適用部分の9割)の払い戻しを受けてください。

7 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- お申込みは当事業者又は主治医、ケアマネジャーにご相談ください。当事業者の担当職員がお宅に伺い、訪問看護の内容等についてご説明します。
- この説明書により利用者様からの同意を得た後、当事業者の看護師が訪問看護計画書を作成し、サービスの提供を開始します。
- 利用者様が居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者にご相談ください。

(2) 利用の中止、変更

- ご都合により、指定訪問看護サービスの利用中止、変更することが出来ます。その場合には、サービスの実施日の前日までに事業者にお申し出ください。
- サービス利用の変更の申し出に対して、訪問看護従業者の稼働状況により利用者様の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合は、他の利用可能な日時を利用者様に提示して協議します。

(3) サービスの終了

- 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の15日前までに文書でお申し出ください。
- 当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の30日前までに、文書により利用者様に通知します。
- 次の場合は、サービスは終了となります。
 - ・利用者様が介護保険施設に入所された場合
 - ・利用者様が亡くなられた場合
 - ・契約満了日の15日前までに、利用者様から文書により終了のお申し出をされた場合
 - ・利用者様が当該訪問看護を最終利用日の翌日より1年間利用されなかった場合
- その他
 - ・当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者様や御家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、利用者様が文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
 - ・利用者様がサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したに

もかかわらずお支払いがないとき、利用者様が事業者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書でご契約者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

※具体的な背信行為の例：訪問看護従業者に対する故意による暴言、暴力行為並びにセクシャルハラスメント、強要等

8 事故発生時の対応

- 当事業者は、訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様の御家族、利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業者は、訪問看護の提供により事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

9 損害賠償

- 当事業者は、訪問看護を提供する上で、この契約の条項に違反し、または事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

10 サービスの内容

- 訪問看護の実施にあたっては、主治医の文書による指示に従います
- 訪問看護の提供は懇切丁寧に行い、訪問看護の提供方法について、利用者様に分かりやすいように説明します。
- 当事業者が利用者様に提供する訪問看護は以下のとおりです。

ご利用日:	_____	曜日
内 容:	状態観察	医療管理() 保清()
	排泄ケア()	リハビリテーション()
	医療連携	緊急時対応 その他()

11 当事業者の職員

- 当事業所は緊急時に利用者様への迅速な対応ができるよう、複数の訪問看護従業者が交替して訪問看護を提供します。
- 職員は常に身分証明書を携行しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- 訪問看護従業者の変更を希望する場合には、当該訪問看護従業者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護従業者の交替を申出ることができます。ただし、ご契約者から特定

の訪問看護従業者の指名はできません。

○利用者様・ご家族様からの心づけは固くお断りさせていただきます。

12 緊急時の対応方法

訪問看護の提供中にご契約者に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、ケアマネジャー等へ速やかに連絡します。

13 感染症への対応

○当事業所では、感染症が発生し、またはまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

○自然災害(地震・台風・雪・暴風等)発生時や利用者様や御家族様が感染症(インフルエンザ・ノロウイルス・疥癬症等)に罹患された場合、訪問時間の変更や時間調節、訪問の中止をさせていただくことがあります。また、訪問中の急な災害時には安全の確保を確認次第、終了とさせていただく可能性があります。

14 虐待防止

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施するとともに、地域包括支援センター等との連携を図ります。また、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

15 看護学生及び福祉関係の実習生の受け入れを行っています。

当事業者を希望される実習校との契約で、個人情報保護法についても内規されています。不都合のある場合はお申し出下さい。

16 個人情報の利用目的

当事業者では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、利用者様の個人情報について以下の通り定めます。

【利用者への介護(予防)サービスの提供に必要な利用目的】

[事業者内部での利用目的]

- ・当事業者が利用者に提出する介護(予防)サービス
- ・介護保険事務
- ・介護(予防)サービスの利用に係る当事業者の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護(予防)サービスの向上

[他事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業者が利用者に提供する介護(予防)サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのサービス担当者会議、照会への回答
 - －利用者に施設サービスを提供する他の介護保険施設等(特別養護老人ホーム・介護療養型医療施設・他の介護老人保健施設等)との連携(紹介状、看護添書、療養中の様子、申請待機状況等)及び照会への回答
 - －利用者へのサービス提供等に当たり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - －家族への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －介護事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は提出等

【上記以外の利用目的】

[当事業者の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業者の管理運営業務のうち
 - －医療・介護(予防)サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業者において行われる学生への実習生への協力
 - －当事業者において行われる事例研究

[他の事業者への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業者の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

17 苦情処理

当事業者の指定訪問看護の提供について、いつでも苦情を申立てることができます。当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

訪問看護ステーション 梅名の里

<u>管理者 山田 裕子</u>		<u>電話番号 055-984-3535</u>	<u>FAX055-984-3536</u>
<u>三島市役所</u>	<u>介護保険課</u>	<u>電話番号</u>	<u>055-983-2607</u>
<u>函南町役場</u>	<u>福祉課</u>	<u>電話番号</u>	<u>055-979-8126</u>
<u>伊豆の国市役所</u>	<u>長寿介護課</u>	<u>電話番号</u>	<u>0558-76-8009</u>
<u>清水町役場</u>	<u>福祉介護課</u>	<u>電話番号</u>	<u>055-981-8213</u>
<u>長泉町役場</u>	<u>長寿介護課</u>	<u>電話番号</u>	<u>055-989-5511</u>
<u>静岡県国保連合会</u>	<u>苦情処理窓口</u>	<u>電話番号</u>	<u>054-253-5590</u>

令和 年 月 日

(事業者)

指定訪問看護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項及び個人情報の利用目的の説明を行ないました。

所在地 静岡県 三島市 梅名 579番地 8 号

名 称 訪問看護ステーション 梅名の里

説明者

(利用者)

この説明書により、指定訪問看護に関する重要事項及び個人情報の利用目的の説明を受け、指定訪問看護の提供開始及び個人情報の利用目的に同意を致しました。また、利用目的に沿った利用者及びその家族の個人情報を使用することについても同意いたします。

住 所

氏 名

☐家族代表 ☐代理人 (該当欄にチェックを入れてください)

住 所

氏 名 (続柄)